和泉市景観条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 7 月31日

和泉市長

和泉市規則第 34 号

和泉市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び和泉市景観条例(令和5年和泉市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(工作物の範囲)

- 第3条 条例第2条第2項第1号の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。
- (1)煙突(支枠がある場合においては、これを含む。)
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを除く。)
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

- (4) 高架水槽、サイロ、物見塔、携帯基地局施設その他これらに類するもの
- (5) 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- (6) ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類するもの
- (7) コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント
- (8) 自動車車庫の用途に供する工作物
- (9) 石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物
- (10) 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物
- (11) 地上に設置する太陽光発電施設

(計画提案団体の認定等)

- 第4条 条例第7条第1項に規定する計画提案団体の認定を受けようとする者は、景観計画提案団体認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。
 - (1) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
 - (2) 役員名簿及び構成員名簿
- (3)活動の内容を示す書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた者について計画提案団体として認定し、その旨を景観計画提案団体認定通知書(様式第2号)により当該申請を行った団体に通知するものとする。
- 3 計画提案団体として認定を受けた団体は、第1項の景観計画提案団体認定申請書又は第1項各号に掲げる書類(以下この項において「添付書類」という。)の内容に変更があったときは、景観計画提案団体変更届出書(様式第3号)に当該変更に係る添付書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、計画提案団体の認定を受けた団体について、計画提案団体として認定することが適当でなくなったと認めるときは、当該認定

を取り消すことができる。

5 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を景観計画提案団体認定取消通知書(様式第4号)により当該団体に通知するものとする。

(事前協議)

- 第5条 条例第10条第1項及び第2項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書(様式第5号)を市長に提出することにより 行わなければならない。
- 2 条例第10条第2項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1)表示面積の合計が50平方メートルを超える屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は屋外広告物及び掲出物件の改造若しくは 移転
- (2)表示面積が7平方メートルを超える発光可変表示式屋外広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は発光可変表示式屋外広告物及び掲出物件の改造若しくは移転
- 3 条例第10条第3項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議に係る変更協議書(様式第6号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 4 条例第10条第4項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第7号)により行わなければならない。 (事前協議の添付図書)
- 第6条 前条第1項の景観計画区域内行為事前協議書又は同条第4項の景観計画区域内行為通知書には、別表の左欄に掲げる行為の種類に 応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。
- 2 前条第3項の景観計画区域内行為事前協議に係る変更協議書には、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書のうち、その内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、当該図書の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略させることができる。

(届出を要する行為の追加)

- 第7条 条例第11条の規則で定める物件の堆積は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 堆積の高さが3メートルを超えるもの又は行為地(物件の堆積を行う敷地をいう。以下同じ。)の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 堆積期間が90日を超えるもの

(行為の届出等)

- 第8条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書(様式第8号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 2 法第16条第2項の規定による届出に係る事項の変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書(様式第9号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 法第16条第5項後段の規定による通知は、第5条第4項の景観計画区域内行為通知書により行わなければならない。 (届出の添付図書)
- 第9条 前条第1項の景観計画区域内行為届出書又は同条第3項の景観計画区域内行為通知書には、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、 それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。
- 2 前条第2項の景観計画区域内行為変更届出書には、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書のうち、 当該届出に係る事項の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、当該図書の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略させること ができる。

(届出に係る氏名等の変更等の届出)

第10条 条例第13条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為に係る氏名等変更届出書(様式第10号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規定による届出は、景観計画区域内行為取りやめ届出書(様式第11号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(届出を要しない行為)

- 第11条 条例第14条第1号の規則で定める建築物の建築等は、高さ(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の高さ)が15メートル以下かつ建築面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の建築面積)が2,000平方メートル以下の建築物の建築等とする。
- 2 条例第14条第2号の規則で定める工作物の建設等は、次の各号に掲げる工作物の区分に応じ、当該各号に定める規模(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築を行った後の規模)の工作物の建設等とする。
- (1) 第3条第1号から第4号までに掲げる工作物 高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面(建築基準 法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規定する地盤面をいう。)から当該工作物の上端までの高さ。以下この項において同じ。)が15メートル以下
- (2) 第3条第5号に掲げる工作物 高さが3メートル以下又は延長(工作物が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地に隣接又は近接している長さをいう。)が50メートル以下
- (3) 第3条第6号から第10号までに掲げる工作物 高さが15メートル以下かつ築造面積(建築基準法施行令第2条第1項第5号に規定する築造面積をいう。次号において同じ。)が2,000平方メートル以下
- (4) 第3条第11号に掲げる工作物 築造面積が1,000平方メートル以下
- 3 条例第14条第3号の規則で定める開発行為は、開発区域の面積が5,000平方メートル以下の開発行為とする。
- 4 条例第14条第4号の規則で定める建築物の建築等又は工作物の建設等は、次に掲げる建築物の建築等又は工作物の建設等(以下この項において「建築等行為」という。)とする。
- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第6項の規定による許可を受けて行う建築等行為
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第168条第2項の同意を得て行う建築等行為

- (3) 大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)第24条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けて行う建築等行為又は 同条例第19条第1項若しくは第40条第1項の規定による届出をして行う建築等行為
- (4) 和泉市文化財保護条例(平成8年和泉市条例第14号)第16条第1項若しくは第37条第1項の許可を受けて行う建築等行為又は 同条例第17条第1項若しくは第29条第1項の規定による届出をして行う建築等行為
- (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項若しくは第6条第1項若しくは第3項の許可を受けて行う建築等行為又は同法 第9条の協議が成立することにより行う建築等行為
- (6) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第16条第2項の規定による協議をして行う建築等行為、同条第3項の認可を受けて行う 建築等行為、同法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可を受けて行う建築等行為又は同法第68条第1項後段の規定による協 議をして行う建築等行為
- 5 条例第14条第5号エの規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
- (1) 次に掲げる事項以外の事項に係る変更
 - ア 建築物又は工作物の配置、規模及び形態
 - イ 建築物又は工作物の外観の色彩及び素材
 - ウ 植栽する樹木の位置及び種類
- (2) 建築物又は工作物の配置、規模若しくは形態若しくは外観の色彩若しくは素材又は植栽する樹木の位置若しくは種類に係る変更であって、当該建築物又は工作物が存する敷地の外の空間(当該建築物又は工作物の高さを超える空間を除く。)から見ることができないもの
- 6 条例第14条第6号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 文化財保護法第35条第1項(同法第83条、第118条及び第120条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う行為
- (2) 大阪府文化財保護条例第20条第1項(同条例第41条において準用する場合を含む。)の規定による補助金の交付を受けて行う行為

- (3) 和泉市文化財保護条例第12条第1項(同条例第30条において準用する場合を含む。) の規定による補助金の交付を受けて行う行為
- (4) 都市公園法第2条の3の規定に基づく都市公園の管理として行う行為
- (5) 自然公園法第20条第1項の規定により指定された特別地域の区域内において行う行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為
 - ア 建築基準法第85条第2項に規定する仮設建築物に係る行為
 - イ 水面下において行う行為
 - ウ 行為に係る建築物又は工作物が存する敷地の外の空間(当該建築物又は工作物の高さを超える空間を除く。)から見ることができない行為
 - エ 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、その外観の過半の変更でないもの (行為の完了の届出)
- 第12条 条例第16条の規定による届出は、景観計画区域内行為完了届出書(様式第12号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 2 前項の景観計画区域内行為完了届出書には、届出に係る行為が完了した後の建築物又は工作物の外観、敷地又は行為地の状況及び敷地又は行為地の周辺の状況を示す写真その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(身分証明書)

- 第13条 法第17条第8項の証明書は、身分証明書(様式第13号)とする。
- 2 法第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の証明書は、身分証明書(様式第14号)とする。 (景観重要建造物及び景観重要樹木の標識)
- 第14条 法第21条第2項の規定による標識の設置は、景観重要建造物標識(様式第15号)を公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。
- 2 法第30条第2項の規定による標識の設置は、景観重要樹木標識(様式第16号)を公衆の見やすい場所に掲示することにより行うも

のとする。

(景観協定の認可の申請等)

- 第15条 法第81条第4項又は法第90条第1項の規定により景観協定の認可を受けようとする者は、景観協定認可申請書(様式第17号)に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。
- (1) 法第81条第2項に掲げる事項を定めた協定書
- (2) 景観協定区域及び景観協定区域隣接地の区域を表示する図面
- (3) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (4) 景観協定区域に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下これらを「公図等」という。)の写し
- (5) 景観協定区域内の土地所有者等の全員の合意を証する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定は、法第84条第1項の規定により変更の認可を受ける場合に準用する。この場合において、前項中「景観協定認可申請書 (様式第17号)」とあるのは、「景観協定変更認可申請書(様式第18号)」と読み替えるものとする。

(景観協定区域からの除外の届出)

- 第16条 法第85条第3項の規定による届出は、景観協定区域除外届出書(様式第19号)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
- (1) 法第85条第1項又は第2項に該当する旨を証する書類
- (2) 除外の対象となる土地の区域を表示する図面
- (3) 除外の対象となる土地の登記事項証明書
- (4)除外の対象となる土地に係る公図等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観協定に加わる手続)

- 第17条 法第87条第1項又は第2項の規定により景観協定に加わろうとする者は、景観協定加入届出書(様式第20号)に次に掲げる 図書を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 加入しようとする景観協定区域及び加入の対象となる土地の区域を表示する図面
- (2) 加入の対象となる土地の登記事項証明書
- (3) 加入の対象となる土地に係る公図等の写し
- (4) 加入の対象となる土地が景観協定区域隣接地の場合は、当該土地の所有者等の全員の合意を証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観協定の廃止の申請)

- 第18条 法第88条第1項の規定により景観協定の廃止の認可を受けようとする者は、景観協定廃止認可申請書(様式第21号)に次に 掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。
- (1) 景観協定区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 景観協定区域に係る公図等の写し
- (3) 景観協定区域内の土地所有者等の過半数の合意を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観整備機構の指定の申請)

- 第19条 法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定を受けようとする者は、景観整備機構指定申請書(様式第22号)に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。
- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書(申請日前30日以内に発行されたもの)
- (3) 役員名簿

- (4) 直近の収支予算書及び収支決算書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(景観整備機構の指定の基準)

- 第20条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次に掲げる基準に適合すると認められるときは、法第92条第1項の規 定による指定をすることができるものとする。
- (1) 法第93条各号に掲げる景観整備機構の業務を適正かつ確実に行うことができる事業執行体制及び経済的基礎を有すること。
- (2) 業務内容が本市の景観行政の推進に資するものであること。

(景観整備機構の変更の届出)

第21条 法第92条第3項の規定による届出は、景観整備機構名称等変更届出書(様式第23号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(景観整備機構の監督)

- 第22条 景観整備機構は、各会計年度の開始前までに当該年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出しなければならない。ただし、 当該年度の開始前に提出することが困難であると市長が認めるときは、当該年度の開始後に提出することができる。
- 2 景観整備機構は、各会計年度の終了後速やかに、当該年度の事業報告書及び収支決算書を市長に提出しなければならない。 (審議会の会長及び副会長)
- 第23条 条例第29条第1項の和泉市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第24条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合その

他会長が招集できない場合は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、災害その他の理由により会議を招集することができない場合においては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。この場合において、前項中「出席委員」とあるのは、「委員」とする。
- 5 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員等の守秘義務)

第25条 委員及び関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、都市景観担当部署において処理する。

(審議会の運営)

第27条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(補足)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第5条第2項及び第7条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第6条、第9条関係)

行為の種類

	図書の種類	縮尺	明示すべき事項
建築物の建築	景観形成基準チェックシ		和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等(別に定める様式に
等又は工作物	→ ト		従うこと。)
の建設等	付近見取図	2,500分の1以上	(1) 縮尺
			(2) 方位
			(3) 道路
			(4) 目標となる地物
			(5) 行為の場所
	現況平面図	200分の1以上	(1) 縮尺
			(2)方位
			(3) 行為に係る敷地全体の現況
			(4)隣接する道路の位置及び幅員
			(5) 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	配置図	200分の1以上	(1) 縮尺
			(2) 方位
			(3) 敷地の境界線
			(4) 敷地内における建築物又は工作物の位置及び用途
			(5) 届出に係る建築物又は工作物と他の建築物等との別
			(6) 植栽する樹木等の位置、種類及び高さ
			(7) 附属する門及び塀の位置、材料の種別及び色彩
			(8) 駐車場及び駐輪場の位置

		(9) ごみ集積設備の位置
		(10) 敷地に接する道路の位置及び幅員
		(11) 主要地盤高さ
		(12) 切盛行為を行う場合にあっては、当該切盛の箇所(該当箇所を着色する
		こと。)及びのり面処理材料
平面図(1階及び基準階)	200分の1以上	(1) 縮尺
		(2) 方位
		(3) 主要部分の寸法
		(4) 開口部の位置
屋根伏図	200分の1以上	(1) 縮尺
		(2) 方位
		(3) 主要部分の寸法
		(4) 開口部の位置
		(5) 電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙及び汚水処理の
		設備並びに煙突、昇降機及び避雷針(以下「建築設備」という。)の位置
着色立面図(4面以上)	200分の1以上	(1) 縮尺
		(2) 外観上主要な部分の材料の種別及び色彩(日本工業規格JISZ8721
		に定める色相、明度及び彩度の3属性の値(以下「マンセル値」という。)
		によること。)
		(3) 開口部、軒及び建築設備の位置及び形状
断面図	200分の1以上	(1) 縮尺

	'		(2) 屋根の形状
	!		(3) 建築物及び工作物の高さ
	現況写真		行為に係る敷地付近及び当該敷地の現況が分かる写真 (カラー写真とすること。)
	完成予想図		行為後の状況が分かる図(着色すること。)
	眺望への影響評価図		フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて作成した行為後の主
	!		要眺望点からの眺望の状況
	その他図書		参考となるべき事項 (必要に応じて提出すること。)
開発行為	景観形成基準チェックシ		和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等(別に定める様式に
	- ▶		従うこと。)
	付近見取図	2,500分の1以上	(1) 縮尺
	'		(2) 方位
			(3) 道路
			(4) 目標となる地物
			(5) 行為の場所
	現況平面図	2,500分の1以上	(1) 縮尺
			(2) 方位
			(3) 行為地の区域
			(4) 周辺の土地利用の現況及び地形
			(5) 隣接する道路の位置及び幅員
ı	'		(6) 断面図に係る断面の位置及び方向
i	!		(7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向

	土地利用計画図	2,500分の1以上	(1) 縮尺				
			(2)方位				
			(3) 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模				
			(4) 行為後における植栽等の位置、種類及び規模				
			(5) 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模				
		(6) 断面図に係る断面の位置及び方向					
	断面図	200分の1以上	(1)縮尺				
			(2) 行為の前後における行為地の縦断面及び横断面				
	現況写真		行為地付近及び当該行為地の現況が分かる写真(カラー写真とすること。)				
	完成予想図		行為後の状況が分かる図(着色すること。)				
	眺望への影響評価図		フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて作成した行為後の主				
			要眺望点からの眺望の状況				
	その他図書		参考となるべき事項(必要に応じて提出すること。)				
物件の堆積	景観形成基準チェックシ		和泉市景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況等(別に定める様式に				
			従うこと。)				
	付近見取図	2,500分の1以上	(1) 縮尺				
			(2) 方位				
			(3) 道路				
			(4)目標となる地物				
			(5) 行為の場所				
	配置図	200分の1以上	(1) 縮尺				

1	1	1					
			(2) 方位				
			(3) 敷地の境界線				
			(4) 行為地の形状及び寸法				
	(5) 隣接する道路の位置及び幅員						
	(6) 堆積する物件の位置、種類及び規模						
	(7) 現況写真の撮影位置及び撮影方向						
	現況写真 行為地付近及び当該行為地の現況が分かるで						
	完成予想図		(1) 行為後の状況が分かる図(着色すること。)				
			(2) 主要部分の色彩(マンセル値によること。)				
	眺望への影響評価図		フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて作成した行為後の主				
			要眺望点からの眺望の状況				
	その他図書		参考となるべき事項(必要に応じて提出すること。)				
屋外広告物の	景観誘導指針チェックシ		和泉市景観計画に定める景観誘導指針に対する配慮の状況等(別に定める様式に				
表示等	- F		従うこと。)				
	付近見取図	200分の1以上	(1) 縮尺				
			(2) 方位				
			(3) 道路				
			(4) 目標となる地物				
			(5) 行為の場所				
	配置図	100分の1以上	(1) 縮尺				
			(2) 方位				

		(3) 敷地の境界線
		(4) 広告物の位置
		(5) 現況写真の撮影位置及び撮影方向
着色立面図	100分の1以上	各面の主要部分、掲出物件及び露出する附帯設備等に関する次の事項
		(1) 寸法
		(2) 材料
		(3) 仕上げ
		(4) 構造
		(5) 色彩(マンセル値によること。)
		(6)音響を用いる場合は最大音量
		(7)照明を用いる場合(発光可変表示式屋外広告物を含む。)は日中、夜間、
		深夜の最大輝度
現況写真		行為に係る敷地付近及び当該敷地の現況が分かる写真(カラー写真とすること。)
完成予想図		(1) 行為後の状況が分かる図(着色すること。)
		(2) 主要部分の色彩(マンセル値によること。)
眺望への影響評価図		フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等を用いて作成した行為後の主
		要眺望点からの眺望の状況
その他図書		参考となるべき事項(必要に応じて提出すること。)

景観計画提案団体認定申請書

年 月 日

(申請先) 和泉市長 あて

申請者 所 在 地 団体の名称 代表者名電話番号

和泉市景観条例第7条第1項に規定する計画提案団体としての認定を受けたいので、和泉市景観条例施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

団体の活動目的	
団体の主たる活動内容	
団体の構成員数	人
添付書類	□ 定款、規約又はこれらに準ずるもの□ 役員名簿及び構成員名簿□ 活動の内容を示す書面□ その他(

景観計画提案団体認定通知書

年 月 日

様

和泉市長 卸

年 月 日付けで申請のあった計画提案団体の認定については、次のとおり認定することとしたので、和泉市景観条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

団	体	Ø	名	称						
認	定		番	号	第			号		
認	定	年	月	日		年	月	日		
備				考						

景観計画提案団体変更届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 所 在 地 団体の名称 代表者名 電話番号

計画提案団体の申請事項等について変更が生じたので、和泉市景観条例施行規則第4条第3項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

認	定	番	号	第 号
認	定	年月	日	年 月 日
変更	変	更	前	
変更事項	変	更	後	
変	更	理	由	
添	付	書	類	※変更に係る書類を添付してください。

景観計画提案団体認定取消通知書

年 月 日

様

和泉市長

和泉市景観条例施行規則第4条第4項の規定により、計画提案団体の認定を次のとおり取り消したので、同条第5項の規定により次のとおり通知します。

認気	官を取	こり:	消す	団 体	所 在 地 団体の名称 代表者名					
認	定		番	号	第			号		
認	定	年	月	П		年	月	日		
取	消	年	月	日		年	月	日		
取	消		理	由						

(審査請求等に関する教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、和泉市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この処分に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)提起しなければなりません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

景観計画区域内行為事前協議書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

申出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

和泉市景観条例第10条第1項又は第2項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり協議を申し出ます。

		,
行	為の場所	和泉市
代	理者の	住所
住原	所及び氏名等	氏名 電話番号
設	計 者 の	住所
住月	所及び氏名等	氏名 電話番号
施	工者の	住所
住月	所及び氏名等	氏名 電話番号
	用途地域	
	,.	□ 農地と一体となった集落景観エリア □ 既成市街地景観エリア
行	景観エリア	□ 新市街地景観エリア □ 農村景観エリア
行為	泉戦ークク	□ 都市と自然の交流景観エリア □ 里山景観エリア
の 場		□ 該当なし
所		□ 道路景観軸()
に存	景 観 軸	□ 河川景観軸()
る		□ 歴史街道景観軸
場所に係る区域区分		□ 該当なし
X		□ 賑わいの景観形成拠点()
分	景観形成拠点	□ 緑と憩いの景観形成拠点(
	京 既 //) 从 贬 点	□ 文化・芸術の景観形成拠点()
		□ 地域づくりの景観形成拠点()
行	為の期間	着手予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
		□ 建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
行	為の種類	□ 工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
		□ 開発行為 □ 物件の堆積 □ 屋外広告物の表示等
注1	11	施工者が法人その他の団体の場合は、 ※市処理欄 ※受付欄
		表者名を記入してください。 景観アドバイザー会議 第 号
2		は、該当する口にレ印を付け、該当す
3		には、該当する□にレ印を付け、該当協議事項
	する新築等の区分を	○で囲んでください。 □ あり □ なし
4		、別紙の共通様式1~4のいずれか 事前協議完了年月日
_	を記入し、併せて提	
5	※印がある欄は、記	八个安 Ü ? 。

添付図書

你們囚官	建築物の建 築等	工作物の建 設等	開発行為	物件の堆積	屋外広告物 の表示等
景観形成基準チェックシート					
景観誘導指針チェックシート					
付近見取図					
現況平面図					
配置図					
土地利用計画図					
平面図					
屋根伏図					
着色立面図					
断面図					
現況写真					
完成予想図					
眺望への影響評価図					

注6 「眺望への影響評価図」は、主要眺望点からの眺望に影響を及ぼすおそれのある場合に提出してください。作成の要否が不明な場合は都市景観担当部署の窓口で確認してください。

⁷ 上記以外で参考となる図書があれば、併せて提出してください。

⁸ 協議書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。

様式第5、6、7、8、9号 別紙(共通様式1)

建築物の建築等の概要書(事前協議・届出・通知/新規・変更)

敷	地	Į.	面	積				m^2									
					届	出	部	分	既	存	部	分	合				計
建	築	į	面	積				m²				m²					m²
延	ベ		面	積				m²				m²					m²
+±				`#:				造				造					
構				造	(一部	5		造)	(— <u>₹</u>	形		造)					
階				数	地上	階、	地下	階	地上	階、	地下	階					
高				さ				m				m					
主	要	<u>.</u>	用	途													
					第 -	<u> </u>	面	第	<u>_</u> <u>_</u>	面	第	Ξ. :	立 面	第	四	<u> </u>	面
	仕		Ŀ.	げ													
		ベ	_	ス													
		カ	ラ														
ΔL		サ		ブ													
外壁	ム	カ	ラ	Ţ													
	色彩		面積割	訓合			%			%			%				%
			クセン														
		力	ラ	J													
		Ī	面積割	割合			%			%			%				%
屋	仕		Ŀ.	げ													
屋根	色			彩													
外星	達•	屋上	に割	设置													
す	るる	建 築	至 設	備													
敷			高	木													
敷地の緑化	樹和	新 华	中	木													
緑:	似了	里守	低	木													
化			地被	皮類													
			構	造													
	擁	壁	高	さ				m									
外構			色	彩													
構	I=	4mm	構	造													
	垣•		高	さ				m									
	塀	等	色	彩													

注1 「仕上げ」の欄には、材料名を含め記入してください。(例:アスファルト防水、磁器質タイル張り)

^{2 「}色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値(例:5YR8/2、N8)を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

様式第5、6、7、8、9号 別紙(共通様式2)

工作物の建設等の概要書(事前協議・届出・通知/新規・変更)

エ	作物	」の	種	類		垣	突・爺 ・柵・ 上に記	· 塀・	擁壁			議施設: 施設	など	()
敷	地	1	面	積								m²								
							届	出	部	分					既	存	部	分		
築	造	1	面	積								m²								m²
構				造	(— 部	5					造 造)	(一部						造 造)
高				さ								m								m
	製物と-																			
	置す											m								m
地立	盤面カ	10		10	第		<u> </u>	面	第		立	面	第	三	立.	面	第	四	<u> </u>	面
	ベ		-	ス	777		_1/_	Щ	Ж			Щ	777		_1/_	Щ	777	<u> </u>		Щ
	力	ラ	,	_																
	サ			ブ																
色彩	カー	ラ		<u> </u>																
彩			責割					%				%				%				%
	アクカ	7 セ ラ		<u> </u>																
	l —		責 割					%				%				%				%
動		, ,	高	木				, 0	1			70				, 0				, 0
敷地			中	木																
の緑	樹種	等	低	木																
化		Ī	地初	皮類																
			構	造																
	擁	壁	高	さ								m								
外			色	彩																
外構	垣•柵	m	構	造									ı							
		『* 等 -	高	さ								m								
	7)1	4	色	彩																
				P投								m^2			_					
		-	影面	百積_																
地_	上に設	置	樹っ	木の		1 な	: L		伐技	采する	面積	ŧ								m²
する	る太陽: 電 施	光		採			, b		伐拉	采する	樹種	Ì								
				〜 い 方法																

注1 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値(例:5YR8/2、N8)を記入してください。また、「面積割合」には、当該立面の面積に対するサブカラー及びアクセントカラーの割合を記入してください。

² 地上に太陽光発電施設を設置する場合は、「工作物の種類」、「敷地面積」、「敷地の緑化」、「外構」、「地上に設置する太陽光発電施設」の項目を記入してください。

様式第5、6、7、8、9号 別紙(共通様式3)

開発行為・物件の堆積の概要書(事前協議・届出・通知/新規・変更)

					開	発	i	庙	İ	積	m²
					目					的	
								勾		配	%
開	発	行	-	為	の	り	面	緑方	化	の法	
								高		さ	m
					擁	Ę	睳	構		造	
						為 化				の法	
					行	為:	地	の	面	積	m²
					物	件	0	D :	種	類	
					堆	積	į	髙	İ	さ	m
物	件の) 1	堆	積		為 : 化					
					遮	~)	<i>/</i>	Ø	方	法	

注 「色彩」の欄には、基調となる部分のマンセル値 (例:5YR8/2、N8) を記入してください。

屋外広告物の表示等の概要書(事前協議・通知/新規・変更)

	<u> </u>			.1		(4 144	100 100	/	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			口広	告塔(屋	量上・地」	_)			
屋夕	小広告物の 種	重類			量上・壁面	面・突出	• 地上)		
			□ そ	の他 (ı		<u> </u>)
広	告面の総	数				総	面	積	m²
	盤面からの高 最高高さ				m	掲出物	物件の色	色彩	
表力	示(設置)其	月間			F F		日 か! 日 ま		
音		響	□無			有(最	大音量		dB)
照※発光	 七可変表示式屋外広告物	明 estr	□無			有(最	大輝度	日中: 夜間: 深夜:	$\operatorname{cd}/\operatorname{m}^2$ $\operatorname{cd}/\operatorname{m}^2$ $\operatorname{cd}/\operatorname{m}^2$
広告	物等の内訳								
				表	示 面	の直		合計	表示内容
No.	種類	数量	縦 (m)	横 (m)	面積 (m²)	高さ (m)	面数(面)	面積 (m²)	形状・材料・色彩・構造 の概要
	□ 自家用								
	□ その他								
	□ 自家用 □ その他								
	□ 自家用 □ その他								
	□ 自家用 □ その他								
	□ 自家用 □ その他								
	□ 自家用 □ その他								
	□ 自家用								

□ その他

注 「広告物の内訳」は、内容に不足がない場合は、別添も可とします。

景観計画区域内行為事前協議に係る変更協議書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

申出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

和泉市景観条例第10条第1項又は第2項に規定する事前協議の内容に変更があったので、同条第3項の規定により、次のとおり変更協議を申し出ます。

行	為	の	場	所	和泉市									
当	初協	議	書 提	出										
年	月日	及	び番	号										
					□ 建築物	物の建築等	(新築	• 増築	· 改	築・移転・	修繕・	模様替・	色彩の	変更)
					□ 工作	物の建設等	(新設	· 増築	・改	築・移転・	修繕・	模様替・	色彩の	変更)
行	為	0)	種	類	□ 開発征	行為								
					□ 物件の	の堆積								
					□ 屋外』	広告物の表	示等							
行	為	Ø	期	間	着手予定日		年	月	目	完了予定	=	年	月	目
変	更	の	概	要										
変	更	の	理	由										
代	理者又	には	設計者	台の	住所									
住	所 及	び	氏 名	等	氏名					電話番-	号			

- 注1 代理者及び設計者が法人その他の団体の場合は、所在地、 名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 3 景観計画区域内行為事前協議書に添付が必要な図書のうち、この変更協議書の提出に係る変更に関係あるものに、 当該変更の内容を表示して添付してください。
 - 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1~4のいずれかに変更した事項を記入し、併せて提出してください。
 - 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄
景観アドバイザー会議	第 号
□要□不要	
協議事項	
□ あり □ なし	
事前協議完了年月日	
年 月 日	

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

通知者 住 所 氏 名

電話番号

景観法第16条第5項又は和泉市景観条例第10条第4項の規定により、景観計画区域内における行 為について、次のとおり通知します。

		-											
行	為	0)	場	所	和泉	ł 市							
代	理		者	の	住所	Ť							
住原	所 及	び	氏 名	等	氏名	1			電	話番号			
設	計		者	\mathcal{O}	住所	Î							
住月	所 及	び	氏 名	等	氏名	1			電	話番号			
施	I.		者	\mathcal{O}	住所	ŕ							
住月	所 及	び	氏 名	等	氏名	1			電	話番号			
	用	途	地	域									
行為の	景	観	エリ	ア		農地と一体となった 新市街地景観エ! 都市と自然の交流	リア			既成市街場 農村景観コ 里山景観コ	ェリア	ア	
の場所に係る区域区分	景		観	軸		該当なし 道路景観軸(河川景観軸(歴史街道景観軸)			
域区分	景	観刑	彡成 拠	l点		該当なし 賑わいの景観形 緑と憩いの景観形 文化・芸術の景観 地域づくりの景	形成拠 観形成	点 (拠点 ())))	
行	為	0	期	間	着手子	予定日	年	月日	完了-	予定日	年	月	日
						建築物の建築等	(新多	築・増築	改築・利	多転・修繕・	模様替・	色彩の変	変更)
行	為	\mathcal{O}	種	類		工作物の建設等	(新記	役・増築	改築・利	多転・修繕・	模様替・	色彩の変	変更)
						開発行為		□ 物值	牛の堆積	[□ 屋外□	5告物の	表示等
注1	代理	者、	設計者	<u>-</u> 首及ひ	が施工者が	が法人その他の団体	の場合	:iは、 ※:	市処理欄		※受付	電	

- 所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「区域区分」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当す る景観軸・景観形成拠点の名称を記入してください。
 - 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1~4のいずれか を記入し、併せて提出してください。
 - 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄	
景観アドバイザー会議	第	号
□ 要 □ 不要		
協議事項		
□ あり □ なし		
事前協議完了年月日		
年 月 日		

添付図書

你们 凶音	建築物の建 築等	工作物の建 設等	開発行為	物件の堆積	屋外広告物 の表示等
景観形成基準チェックシート					
景観誘導指針チェックシート					
付近見取図					
現況平面図					
配置図					
土地利用計画図					
平面図					
屋根伏図					
着色立面図					
断面図					
現況写真					
完成予想図					
眺望への影響評価図					

注6 「眺望への影響評価図」は、主要眺望点からの眺望に影響を及ぼすおそれのある場合に提出してください。作成の要否が不明な場合は都市景観担当部署の窓口で確認してください。

⁷ 上記以外で参考となる図書があれば、併せて提出してください。

⁸ 通知書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

行	為	0)	場	所	和泉市	
代	理		者	0)	住所	
住戶	近 及	Ű	氏 名	等	氏名	電話番号
設	計		者	\mathcal{O}	住所	
住原	所 及	び	氏 名	等	氏名	電話番号
施	エ		者	\mathcal{O}	住所	
住原	所 及	び	氏 名	等	氏名	電話番号
	用	途	地	域		
行為の	景	観	エリ	ア	□ 農地と一体となった集落景観エリア □ 新市街地景観エリア □ 都市と自然の交流景観エリア	□ 既成市街地景観エリア□ 農村景観エリア□ 里山景観エリア
の場所に係る区域区分	景	;	観	軸	□ 該当なし□ 道路景観軸(□ 河川景観軸(□ 歴史街道景観軸)
[域区分	景	観飛	彡成 拠	L点	□ 該当なし □ 賑わいの景観形成拠点(□ 緑と憩いの景観形成拠点(□ 文化・芸術の景観形成拠点(□ 地域づくりの景観形成拠点()))
行	為	の	期	間	着手予定日 年 月 日	完了予定日 年 月 日
					□ 建築物の建築等 (新築・増築・	・ 牧築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
行	為	\mathcal{O}	種	類	□ 工作物の建設等 (新設・増築・	 牧築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
					□ 開発行為 □ 物件の	の堆積

- 注1 代理者、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、 所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「区域区分」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する景観軸・景観形成拠点の名称を記入してください。
 - 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1~4のいずれか を記入し、併せて提出してください。
 - 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄			※受付欄	
事前協議			第	号
第		号	>14	· ·
年	月	目		
景観法第18	条第2	項		
(着手制限の	解除)			
□ 適用				
年	月	目		

添付図書

你们囚官	建築物の建築 等	工作物の建設 等	開発行為	物件の堆積
景観計画区域内行為事前協議書 (事前協議が完了したもの)の 写し				
景観形成基準チェックシート				
付近見取図				
現況平面図				
配置図				
土地利用計画図				
平面図				
屋根伏図				
着色立面図				
断面図				
現況写真				
完成予想図				
眺望への影響評価図				

- 注6 事前協議において「協議事項あり」の場合は、景観形成基準チェックシートに回答を記入してください。
 - 7 事前協議後の変更又は修正がある場合は、変更又は修正の箇所が分かるように明示してください。
 - 8 事前協議において「協議事項なし」の場合で、かつ事前協議後に変更又は修正がない場合は、「景観計画区域内行為事前協議書(事前協議が完了したもの)の写し」以外の添付図書の提出を省略できます。
 - 9 上記以外で参考となる図書があれば、併せて提出してください。
 - 10 届出書は正・副各1部の合計2部、添付図書は各1部を提出してください。

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

 届出者
 住
 所

 氏
 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項に規定する届出に係る事項のうち、行為の内容に変更があったので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

行	為	\mathcal{O}	場	所	和泉市										
当	初届	出	年 月	目											
及	びき	受 付	十 番	号											
	為		種		□ 建築	物の建築等	(新築	・増築	・改	築・移転・	修繕・	模様	季 •	色彩の	変更)
行		の		類	□ 工作	物の建設等	(新設	・増築	・改	築・移転・	修繕・	模様	季 •	色彩の	変更)
11		V)		類	□ 開発	行為									
					□ 物件	の堆積									
行	為	0)	期	間	着手予定日	1	年 月	1	日	完了予定	目		年	月	日
変	更	D	概	要											
変	更	Ø	理	由											
代:	理者ス	スは記	 安計者	音の	住所										
住	所 及	び	氏 名	等	氏名					電話番	号				

- 注1 代理者又は設計者が法人その他の団体の場合は、所在地、 名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 3 景観計画区域内行為届出書に添付が必要な図書のうち、 この届出に係る変更に関係あるものに、当該変更の内容 を表示して添付してください。
 - 4 行為の種類に応じて、別紙の共通様式1~4のいずれか に変更した事項を記入し、併せて提出してください。
 - 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市	処理欄			※受付欄	
	去第18 F制限の 適用		項	第	号
	年	月	日		

景観計画区域内行為に係る氏名等変更届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項に規定する届出に係る事項のうち、氏名等に変更があったので、和泉市景観条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

受	付	番	号	复	有				号	
行 為	の届	出年月	日				年	月	目	
行	為(の場	所	秉	印泉下	Ħ				
		氏名又は		変	更	前				
		名称		変	更	後				
		住所又は		変	更	前				
変更の内容		所在地		変	更	後				
内容		行為の		変	更	前		年	月	Ħ
_		着手予定	日	変	更	後		年	月	Ħ
		行為の		変	更	前		年	月	Ħ
		完了予定	日	変	更	後		年	月	Ħ

- 注1 「変更の内容」の欄には、該当する□にレ印を付けてくだ さい。
 - 2 変更前の景観計画区域内行為届出書を添付してください。
 - 3 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄	
	第	号

景観計画区域内行為取りやめ届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項に規定する届出に係る行為を取りやめたので、和泉市景観条例第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

受	付		番	号	第	号	
行	為の届	量 出	年月	田	年	月 日	
行	為	の	場	所	和泉市		
代	理		者	の	住所		
住	所 及	び	氏 名	等	氏名	電話番号	
設	計		者	\mathcal{O}	住所		
住	所 及	び	氏 名	等	氏名	電話番号	
施	エ		者	\mathcal{O}	住所		
住	所 及	び	氏 名	等	氏名	電話番号	
			n 任	÷ 4×	□ 建築物の建築等	(新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)	
行	為	σ			□ 工作物の建設等	(新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)	
11	祠	の	種	類	□ 開発行為		
					□ 物件の堆積		
取りや		め	の理	由			

- 注1 代理者、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、 所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 3 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄	
	第	号

景観計画区域内行為完了届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所 氏 名

電話番号

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第16条第1項又は第2項に規定する届出に係る行為を完了したので、和泉市景観条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

受	付 番	号	第 号
行為	の届出年月	月日	年 月 日
行	為の場	所	和泉市
代	理者	の	住所
住戶	所及び氏名	等	氏名 電話番号
設	計 者	の	住所
住戶	所及び氏名	等	氏名 電話番号
施	工 者	の	住所
住戶	所及び氏名	等	氏名 電話番号
			□ 農地と一体となった集落景観エリア □ 既成市街地景観エリア
	景観エリ	ア	□ 新市街地景観エリア □ 農村景観エリア
行為	-		□ 都市と自然の交流景観エリア □ 里山景観エリア
の			□ 該当なし
場所	景 観	軸	□ 道路景観軸()
に	京 既		□ 河川景観軸()
の場所に係る区域区分			□ 歴史街道景観軸
区区			□ 該当なし
域			□ 賑わいの景観形成拠点(
公分	景観形成技	処点	□ 緑と憩いの景観形成拠点(
73			□ 文化・芸術の景観形成拠点(
			□ 地域づくりの景観形成拠点()
			□ 建築物の建築等 (新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
行	為の種	類	□ 工作物の建設等 (新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更)
			□ 開発行為 □ 物件の堆積
主	要 用	途	
		. –	

- 注1 代理者、設計者及び施工者が法人その他の団体の場合は、 所在地、名称及び代表者名を記入してください。
 - 2 「区域区分」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当する景観軸・景観形成拠点の名称を記入してください。
 - 3 「行為の種類」の欄には、該当する□にレ印を付け、該当 する新築等の区分を○で囲んでください。
 - 4 完了後の状況が分かる写真を添付してください。
 - 5 ※印がある欄は、記入不要です。

※市処理欄	※受付欄	
	第	号

(表)

写 真

第 号

身分証明書

所 属

氏 名

年 月 日生

上記の者は、景観法第17条 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者 第7項の規定により立入検査又は立入調査をする者 であることを証明する。

年 月 日

和泉市長

---- 8. 5センチメートル----

(裏)

景観法 (抜粋)

(変更命令等)

第17条

 $1\sim5$ 略

- 6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
- 8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 略

---5. 5センチメートル -----

(表)

写 真

묽 第

センチメー

Ď

Ŋ

明 書 分 証

> 所 属

> 氏 名

月 年 日生

上記の者は、景観法

第23条第2項の規定により原状回復等を行おうとする者

第32条第1項の規定において準用する同法第23条第2項の規定による原状回復等を行おうとする者 であることを証明する。

> 年 月 日

> > 和泉市長

----- 8. 5センチメートル-----

(裏)

景観法 (抜粋)

(原状回復命令等)

第23条

- 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条にお いて「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長 は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若し くは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を 行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該 原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携
- 帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(原状回復命令等についての準用)

- 第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項にお いて準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者が ある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建 造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。
- 略

景観重要建造物

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物です。

指定番号 第

号

建造物名

指定年月日

年 月 |

和泉市

----- 30センチメートル -----

--- 21センチメートル ----→

景観重要樹木

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木です。

指定番号 第

号

21センチメートル ----

樹木名

指定年月日

年 月 日

和泉市

---- 30センチメートル -----

景観協定認可申請書

年 月 日

(申請先) 和泉市長 あて

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第81条第4項又は第90条第1項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称							
有 効 期 間							
違反した場合の措置							
	土地の	土地の	景観法第91条第1項			合計	
土地所有者等の人数	所有者	借地権者	に規定する借主	に規定する	権利者		
工地川有有可分数							
	人	人	٨		人		人
	和泉市						
景観協定区域							
の 所 在 地 番				(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			2\
	- · · · · ·			(面積			m²)
11 组 力 宁 豆 社 咪 拉 山	和泉市						
景観協定区域隣接地							
の 所 在 地 番				(面積			m²)
※ ♥finxi+ ヶ棚は きコテ				(田/頃	1		111 /
注 ※印がある欄は、記入不要です。	※認可欄				※受付欄		
2 () (認可番号	第	뭉		第		号
	この申請を	を認可します。	,				
		年 /	月 日				
	和泉市	市長					

景観協定変更認可申請書

年 月 日

(申請先) 和泉市長 あて

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第84条第1項の規定により、景観協定の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

景	観協	定の名	名 称			
認	可	年 月	日	年 月	Ħ	
認	可	番	号	第	号	
変	更す	`る事	項		☆観形成のための事項 □ 景観協定区域	
変		, d-,	مند مند	変更前		
	更	内	容	変更後		
変	更	理	由	·		
注1		する事項」				※受付欄
2	には、該当する□にレ 印を付けてください。 2 添付が必要な図書の うち、この申請に係る 変更をしようとする 事項を記載した書類			認可番号 第 号		第 号
				この変更申請を認可します。 年 月	日	
3	を添付	してくだる ある欄は、	さい。	和泉市長	(f)	

景觀協定区域除外届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観協定区域から除外されたので、景観法第85条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

景観協	定の名	称	
認可	番	号	第
除外さ	れた土	地	和泉市
除外	の理	由	□ 景観法第85条第1項 □ 景観法第85条第2項
備		考	

注 1	「除外の理由」	の欄にけ	該当する口にし	/印を付けてください	
(工, 1	「「ケントリノンギ」田	マノ 竹果 (し (よ 、	- 10/2 H / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2 / 2	/ FD をわり しくたらり	,

2 ※印がある欄は、記入不要です。

※受付欄	
第	号

景観協定加入届出書

年 月 日

(提出先) 和泉市長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第87条第1項又は第2項の規定により、景観協定に加入したいので、次のとおり届け出ます

景	観 協	定	の名	称	
認	可		番	号	第
景加	観入す	協 ト <i>i</i>	定る 土	に地	和泉市
土	地	の	X	分	□ 景観協定区域内□ 景観協定区域隣接地の区域内

注 1	「土地の区分」	の欄には、	該当する□にレ印を	:付けてく	ださい。
0	ンドロがなる 提り	- ≑⊐ 1 7 m	F /5/十		

2 ※印がある欄は、記入不要です。

※受付欄	
第	号

景観協定廃止認可申請書

年 月 日

(申請先) 和泉市長 あて

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

景観協定の名称		
認可年月日	年 月 日	
認 可 番 号	第 号	
景 観 協 定 区 域 の 所 在 地 番	和泉市	
景観協定区域隣接地 の 所 在 地 番	該当 : □ 有 □ 無 和泉市	
合 意 率	全土地所有者等の数 合意土地所有者	音等の数 人 %
廃 止 の 理 由		
注 ※印がある欄は、記入不要です。	※認可欄 号 認可番号 第 号 この申請を認可します。 年 月 日 日	※受付欄 第 号
	和泉市長	(1)

景観整備機構指定申請書

年 月 日

(申請先) 和泉市長 あて

申請者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

进 1 0 ff 叫	□ 一般社団法人又は一般財団法人						
法人の種別	□ 特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人						
	景観法第93条						
	□第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に 知識を有する者の派遣、情報の提供、相談					
	□第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観 と。	1重要樹木の管理を行うこ				
	□ 第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の 公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公式 施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。					
指定後の予定業務	□第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で景観法施行令第28条各号に 定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。					
	□第5号	景観農業振興地域整備計画の区域内にある整備計画に従って利用するため、委託に基づ該土地についての権利を取得し、及びそ	づき農作業を行い、並びに				
	□第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行う	こと。				
	□第7号	前各号に掲げるもののほか、良好な景観の 要な業務を行うこと。	形成を促進するために必				
注1「指定後の予定業務」	※認可欄		※受付欄				
の欄には、該当する□ にレ印を付けてくだ	指定番号 第	号	第 号				
さい。 2 ※印がある欄は、記入	景観整備機構と	して指定します。					
2 ※印かめる欄は、記入 不要です。	年	月 日					
	和泉市長						

景観整備機構名称等変更届出書

年 月 日

(提出先)和泉市長 あて

届出者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者名)

景観法第92条第3項の規定により、景観整備機構の名称等を変更したいので、次のとおり届け出ます。

					T						
指	定	年	月	目		年	月	日			
指	定		番	号	第			号			
変	更		事	項							
変	更		内	容							
変	更	の	理	由							
備				考							

注	※印があ	る欄は.	記入不要です。
1	7. FI 1/1/ U/		

※受付欄	
第	号